

平成27年度 高齢者外出支援タクシー助成券の申請を受け付けます

高齢者の日常生活の利便性の向上と社会参加の促進を図るため、運転免許証のない75歳以上の方を対象に、平成27年度高齢者外出支援タクシー助成券を交付しますので、ご希望の方は申請してください。

なお、平成26年度の助成券（桃色）の有効期限は平成27年3月31日です。利用していない券は返却してください。

対象者 運転免許証を所有しない75歳以上の方。（運転免許証の失効者を含む。）
ただし、次の方を除きます。

- ・入院中の方
- ・介護保険による施設サービスや認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等のサービスを受けている方
- ・重度心身障害者福祉タクシーの支給対象者

内容 タクシーの初乗り運賃相当額の助成券を交付します。

- ・助成券の交付枚数は、1ヵ月あたり3枚、年度末までの分を一括交付します。
- ・助成券の有効期限は、平成28年3月31日です。
- ・利用できるタクシー会社は、
 - ★イグチ交通株式会社
 - ★いろは交通株式会社
 - ★観光タクシー有限会社 の3社です。



申請受付 長寿生きがい課・ふれあい交流センター
4月1日(水)から受け付けます。（※土、日、祝日は除く。）

申請手続き 本人申請又は代理人申請（委任状及び代理人の運転免許証、保険証など本人確認のための書類が必要。）要印鑑。

※代理人とは、同一世帯員、親族、包括支援センター又は指定居宅介護支援事業者職員、法定代理人及び民生委員をいいます。

問合せ 長寿生きがい課 長寿生きがい担当 ☎62-0718

重度心身障害者福祉タクシー利用券について

心身に重度の障害のある方に、平成27年度タクシー利用券（36枚綴）を交付しますので、ご希望の方は申請してください。

また、タクシーには障害者割引制度があります。身体障害者手帳及び療育手帳を乗務員に提示すると、料金が1割引になります。タクシー券との併用も可能です。

平成26年度の利用券（だいだい色）の有効期限は3月31日までです。利用していない券はご返却ください。

対象者：身体障害者手帳1～3級又は療育手帳A～B該当者

持参するもの：手帳・印鑑

受付：4月1日(水)から ※土日、祝日は除く

窓口及び問合せ：健康いきいき課 社会福祉担当 ☎62-0716



（特別）児童扶養手当及び各種福祉手当受給者の方へお知らせ

平成27年4月分から（特別）児童扶養手当及び各種福祉手当額が改定されることになりました。

手当額は、物価の変動に応じて自動的に額の改定をする「自動物価スライド制」がとられており、手当額も次のとおり改定となります。

平成27年4月分からの手当額（子ども1人当り）

手当名	支給内容	改定前	改定後	増減額
児童扶養手当	全部支給	41,020円	42,000円	+980円
	一部支給	41,010円 ～9,680円	41,990円 ～9,910円	+980円 ～+230円
特別児童扶養手当	1級	49,900円	51,100円	+1,200円
	2級	33,230円	34,030円	+800円

※児童扶養手当の場合は、単価に第2子は5,000円、第3子以降は第2子までの金額に1人につき3,000円が加算された額が手当額となります。

手当名	改定前	改定後	増減額
障害児福祉手当	14,140円	14,480円	+340円
特別障害者手当	26,000円	26,620円	+620円
経過的福祉手当	14,140円	14,480円	+340円

問合せ

【児童扶養手当・特別児童扶養手当について】

県少子政策課 手当・ひとり親家庭支援担当 ☎048-830-3337
こども課 こども担当 ☎62-0823

【障害児福祉手当・特別障害者手当等について】

西部福祉事務所 地域福祉担当 ☎049-283-6800
健康いきいき課 社会福祉担当 ☎62-0716

